

主眼事項	着 眼 点
	<p>ウ <u>また、非常食等の予測される必要な物資の把握が確保されているか。及び平常時からの相互支援関係にある施設近隣施設等の協力体制について検討されているか。</u></p> <p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>

## 5 社会福祉法人の指導監督について

### (1) 社会福祉法人の指導監督について

ア 社会福祉法人の指導監督については、昨年度の改正において、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、実地監査を4年に1回とする等の緩和を行ったところである。

しかしながら、一部の自治体からのヒアリングの結果、改正に沿った実地監査の見直しは、まだ十分に行われていない状況が確認されたところである。

各都道府県等におかれては、法人運営における関係法令の遵守状況や、施設及び事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、監査対象の重点化を図り、メリハリのある指導監督の実施をお願いしたい。

一方、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合は、これに拘わらず所轄庁の判断で随時指導監督を実施するなどのメリハリのある監査への見直しを行ったところである。

法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等との連絡調整会議を活用するなど、組織的な対応により、問題の是正改善が図られるまでの間は必要に応じて随時実地監査等を実施するなど、徹底した指導監督による改善に努めていただきたい。

イ 特に社会的な問題が発生した場合の対応事例として、平成19年度において、施設職員に研修生を配置し介護サービス費を減算することなく不正に請求していた事案や、施設職員による利用者への虐待行為や法人役員による入所者預り金を着服していた事案など、社会的に看過できない重大な問題が発生した際、所轄庁において特別監査や改善命令をおこなった事例を、別添1「平成19年度において社会的な問題が発生した法人の主な事例」のとおりお示しする。

都道府県等においては、こうした法人に対しては、施設監査等の関係部局との綿密な連携のもと、法人に対し、改善が図られるまでは重点的かつ継続的に指導監督を実施し、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条第2項以

降の改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止については、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導に努めていただきたい。

## (2) 社会福祉法人指導監査要綱の一部改正について

社会福祉法人の指導監査については、昨年の指導監査要綱の改正により、外部監査の実施や福祉サービス第三者評価の受審など施設経営における積極的な取組を実施している法人については、所轄庁の判断により、実地監査を4年に1回とすることができることとしたが、本年度、さらに指導監査の重点的・効率的な実施について検討を重ねた結果、法人が「ISO9001」の認証を取得している場合は、「法人の積極的な取組」として評価し、来年度より実地監査を4年に1回とする要件のひとつに加えることとした。

これは、法人の指導監査を4年に1回とする要件の一つである「福祉サービス第三者評価」と「ISO9001」を比較した場合、第三者評価は、ガイドラインに示された評価基準に基づき、サービス提供に係る体制整備の状況や組織的な取組状況の評価するものである一方で、「ISO9001」は、当該規格で要求される事項について、法人自らが業務の手順や手法等をマニュアル等で定め、実践を内部でチェックし継続的に改善していくという点で異なる部分はあるものの、両者は、ともにサービスの質の向上を主な目的とし、そのサービスを生み出す体制と取組を評価するものであることから、法人の指導監査を4年に1回とする要件である「法人の積極的な取組」のひとつとして、取り扱うこととしたものである。

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正（案）は、別添2のとおりであり、また、「ISO9001」の認証を取得している法人は日本適合性認定協会のホームページ（[http://www.jab.or.jp/cgi-bin/jab\\_search\\_j.cgi?MENU\\_FLG=1](http://www.jab.or.jp/cgi-bin/jab_search_j.cgi?MENU_FLG=1)）に掲載されているので、各都道府県におかれては、ご了承願いたい。

(参考) 「ISO9001」の概要

- 「ISO9001」は、事業者が行う製造やサービス提供について、業務プロセスの維持や改善によって、製品やサービスの質の向上を図るための「マネジメントシステム規格」の認証制度であり、近年は様々な分野の事業者において導入され、社会福祉法人・施設においても認証を受ける例がある。

(日本適合性認定協会のホームページでは、177法人が取得：H20.1.10現在)

- 「ISO9001」の認証は、法人全体でも、拠点施設ごと(例：特養+ショート+デイ)でも、また、施設単独でも取得することが可能である。

認証にあたっては、「ISO9001」規格で要求される事項について、法人自らがその業種や事業所に合わせた「品質管理マニュアル」等として定めるが、これは、経営に係る責任体制や職員の研修、サービス提供に係る目標や方法、記録管理、内部チェックによる評価及び改善等について体系的に明文化したものであり、これらが職員に周知され、業務がマニュアル等に沿って進められ、業務手順や手法等がマニュアルどおり実施されているかのチェックを受け、問題点があれば改善していくことなどが確実に機能しないと認証は得られない。

また、認証取得後は、定期的に維持審査(毎年)、更新審査(3年ごと)を受けるため、常にサービスの質を向上させることが必要な仕組みとなっている。

### (3) 社会福祉法施行規則の一部改正について

(厚生労働大臣を所轄庁とする社会福祉法人の地方厚生局への事務移管)

社会福祉法人の所轄庁については、現行では、社会福祉法施行規則第13条の規定において、社会福祉法人の行う事業区域が2以上の地方厚生局にわたる法人にあっては、厚生労働大臣(以下「本省」という。)を所轄庁としている。

しかし、近年において、県内で社会福祉事業等を実施していた法人が、遠方の他の自治体の指定管理者制度等による事業者にも公募したり、自らの事業規模の拡大によって、広域(2以上の地方厚生局の管轄区域にわたる地域)に事業を展開する事例が増え、新たに本省が所轄庁となる法人が増加している状況にある。

(参考1) 厚生労働大臣（本省）所管法人数の推移

年 度	16年度	17年度	18年度	20年1月末
本 省	91法人	94法人	104法人	110法人

(注) 平成16～18年度は各年度末現在。

こうした積極的な事業展開を図る法人は今後も増加することが予測されることから、これに伴う新規事業計画等の相談、定款変更認可及び基本財産の処分承認等の事務処理を迅速化し、機動的な対応が図れるよう、今般、社会福祉法施行規則の一部を改正し、本省を所轄庁とする法人と地方厚生局を所轄庁とする法人について見直しを図ることとした。

改正内容は、本省を所轄庁とする法人については、特定の要件を満たす法人のみとし、その他の法人については、地方厚生局の管轄区域を超えて事業を行う場合でも、法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局を所轄庁とするものであり、施行日は、平成20年4月1日を予定している。

(参考2) 特定の要件

ア 各都道府県において活動している民間団体（社協）や利用者（当事者等）並びに施設等を統括する全国組織（中央組織）として設立され全国を単位として事業を行う法人

(例) 全国社会福祉協議会、日本身体障害者団体連合会、日本保育協会、等

イ 地域を限定することなく高齢者、障害者及び児童等の福祉について助成事業、相談事業を行う法人

(例) NHK厚生文化事業団、丸紅基金 等

ウ 個別の法令等を根拠として指定された法人

(例) 福利厚生センター、こどもの国協会 等

エ 上記に類する事業を行う法人

(例) 日本点字図書館（視覚障害者用図書情報ネットワーク事業）、  
浴風会（認知症介護研究・研修センターの運営） 等

この改正により所轄庁が変更となる法人は、平成20年1月末現在、別添3「厚生労働大臣から地方厚生局長に所轄庁が変更となる法人一覧」のとおりである。

(参考3) 改正による厚生労働大臣所管法人数

	(改正前)		(改正後)
厚生労働大臣(本省)	110法人	→	44法人(本省)
			66法人(地方厚生局へ移管)

(注) 平成20年1月末日現在の状況である。

については、都道府県等におかれては、これら法人及び近々地方厚生局の管轄区域を超えて事業開始予定の法人に係る定款変更申請等の進達に際しては、別添4「社会福祉法施行規則の一部改正に伴う社会福祉法人の定款変更申請等に係る事務処理等の留意点」を参考にして進達事務の円滑な実施をお願いしたい。

(4) 行政指導、監査に対する苦情等相談事業について

「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」については、平成18年11月に全国社会福祉施設経営者協議会に設置されたところであるが、窓口に相談のあった案件については、内容に応じて厚生労働省に協議することとなっている。

これまで厚生労働省に協議された相談事例は、27法人41件となっているが、その中で、適正な行政指導監査及び今後の社会福祉法人経営に有益と考えられる情報が含まれているものについては、別添5「主な苦情等相談事例について」において例示することとした。

各都道府県等におかれては、これらの事例等を参考に、適正な指導監査の実施に引き続き努めていただきたい。

(5) 社会福祉法人指導監査の実施状況報告の一部改正について

都道府県等における社会福祉法人の指導監査の実施結果については、「社会福祉法人指導監査の実施結果報告について」(平成18年4月3日厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室長通知)(以下、「通知」という。)に基づき、毎年6月末日までに、前年度に実施した指導監査の結果報告を提出していただいているところである。

当該通知については、昨年度の社会福祉法人の指導監査要綱の見直し等を踏まえ、様式を変更し、また、新たに社会福祉法人に対する措置命令等の実施状況を把握するよう、別添6「平成19年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告(案)」のとおり改正し、平成19年度の指導監査結果から提出していただくこととしたので、留意の上、よろしく願います。

平成19年度において社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案

事例1 一 介護報酬の不正請求事案 一

1 事案の概要

- ① 施設の夜間職員に研修生を配置し、厚生労働省基準に定める職員配置基準を満たしていないまま、介護サービス費を減算することなく不正に請求していた。
- ① 介護サービス費の請求を行う際に、保険者に提出する職員配置基準に関して、虚偽の報告を行っていた。

2 所轄庁の指導内容

- 平成19年7月 特別監査を実施
- 改善命令
  - ① 不正請求及び虚偽報告について、原因を究明し問題の所在を明確にすること。  
介護報酬の請求事務、理事の業務執行状況、施設長に対する理事長の指導監督状況について、監事による監査を実施すること。
  - ② 上記①の結果を踏まえ、理事会及び評議員会にて以下の内容について審議すること。
    - ア 施設長の監督責任がある理事長の懲戒処分
    - イ 施設長の懲戒処分
    - ウ 監事機能の強化
    - エ 再発防止の具体策

3 法人の改善措置内容

- 理事長は辞任、施設長は懲戒解雇。
- 再発防止策として、法令遵守の徹底及び請求事務の健全化を図るため、マニュアルを整備し、チェックを徹底する。
- 監事の強化として、これまでの監事2名は辞任し、今後はマニュアルにより適正に事務執行がなされているか、毎月、事業所にて監査を実施する。

## 事例2 — 法人資金の横領と利用者の虐待事案 —

### 1 事案の概要

- ① 障害者施設において職員による虐待が行われているとの情報提供があり、職員1名による利用者3名に対する虐待行為（身体拘束や清掃用具による体罰）が確認された。
- ② 理事長が入所者預り金の着服との情報提供があり、利用者数名の障害基礎年金を着服していたことが確認された。
- ③ 理事兼施設長による施設運営費の不適切な経理処理が確認された。

### 2 所轄庁の指導内容

- 平成18年12月～平成19年3月まで、特別監査を計6回実施
  - ① 改善勧告
    - ・ 虐待を行った職員の教育・研修、適正な処分
    - ・ 虐待の再発防止措置の実施
    - ・ 苦情解決体制の周知
    - ・ 保護者等への説明の実施
  - ② 改善命令
    - ・ 着服した理事長への厳正な措置及び利用者等への説明
    - ・ 不適正な経理処理を行った理事兼施設長Aへの厳正な措置及び経理処理の是正
    - ・ 理事長等の不正を長年黙認してきた理事兼施設長Bへの厳正な措置
    - ・ 適切な利用者処遇の確保
  - ③ 告発
    - ・ 理事長を業務上横領で告発

### 3 法人の改善措置内容

- ① 改善勧告への対応
  - ・ 虐待を行った職員には教育・研修を実施し、1ヶ月の停職処分。
  - ・ 虐待防止責任者の設置、法人内外での研修を実施。
  - ・ 父母会での虐待の事実に及び再発防止の説明会を実施し、苦情解決体制を周知
- ② 改善命令への対応
  - ・ 理事長は辞任、着服については利用者への謝罪及び弁済を行った。
  - ・ 不適正な経理処理をおこなった理事兼施設長Aは辞任し、不適切な経理処理を是正
  - ・ 理事長等の不正を長年黙認してきた理事兼施設長Bは辞任
  - ・ 利用者のニーズに対応した適切な処遇の実施

○「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局長・老健局長連名通知）

【新旧対照表】

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">社会福祉法人指導監査要綱の制定について</p> <p>第1 指導監査の目的 （略）</p> <p>第2 指導監査の実施等            (1)～(3) （略）            (4) さらに、(3)のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適正に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。            ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。<u>ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるものに限る。なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取扱って差し支えない。</u>            イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている）            ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。            (5)～(11) （略）</p> <p>第3 他機関等の連携 （以下略）</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人指導監査要綱の制定について</p> <p>第1 指導監査の目的 （略）</p> <p>第2 指導監査の実施等            (1)～(3) （略）            (4) さらに、(3)のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適正に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。            ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるもの）            イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている）            ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。            (5)～(11) （略）</p> <p>第3 他機関等の連携 （以下略）</p>

## 福祉サービス第三者評価と I S O 9001 の比較

	福祉サービス第三者評価	I S O 9001
目 的	社会福祉事業経営者が行う福祉サービスについて、個々の事業者が事業運営における問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるもの	福祉サービスに限らず、事業者が製造やサービス提供について、業務プロセスの維持や改善によって、製品やサービスの質の向上を図るもの (サービスの質の向上を図る点は、左記と同じ)
評価方法	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に示された評価項目に基づき、評価を行う。	I S O 9001 の規格で要求される事項について、法人自らが定めた規程やマニュアルにより明確にされ、それらに基づき業務が進められ、自己チェックされ、改善に取り組まれているかを認証する。
評価機関等の仕組み	各都道府県に設置されている都道府県推進組織が認証した評価機関が評価を行う(研修を受けた評価調査者が評価する)。  評価機関数 477 機関 (H19.3月末現在)	日本適合性認定協会が認定する認証機関が認証を行う(研修を受けた審査員が審査する)。  認証機関数 23 機関 (医療福祉社会科 : H20.1.20現在)
評価対象	施設ごとに評価	法人全体でも一部施設でも評価が可能
評価実績	2,075施設(平成18年度)	177法人(平成20.1.10)
評価の継続性	無(1回限り)  ※ 法人の指導監査を4年に1回と判断する目安としては、2年に1回程度を受審とするよう、平成19年3月の「全国課長会議」において周知	有  ※ 認証後は、毎年1回の維持審査と3年に1回の更新審査を継続して受審
取得費用	1施設30～40万円程度	1事業所当たり100～300万円 (概ね100万円台だが事業所規模にもよる。また、認証のためコンサルタントに依頼すると別途費用がかかり高額となる。)

## 厚生労働大臣から地方厚生局長に所轄庁が変更となる社会福祉法人一覧(2008.1.30現在)

NO	進達庁となる都道府県	所轄庁が変更となる社会福祉法人	厚生労働大臣所管(～20.3.31)→	→地方厚生局所管(20.4.1～)
1	北海道	ノテ福祉会	老健局	北海道厚生局
2	青森県	ファミリー	老健局	東北厚生局
3		弘前愛成園		
4		蓬生会		
5		山形県 敬寿会		
6	福島県	南東北福祉事業団	老健局	関東信越厚生局
7	埼玉県	元気村	老健局	
8	東京都	賛育会	社会・援護局	
9		聖母会		
10		黎明会	障害保健福祉部	
11		東京都社会福祉事業団		
12		婦人の園	老健局	
13		武蔵野会		
14		パール	雇用均等・児童家庭局	
15		共生会		
16		浴光会		
17		雲柱社		
18		お告げのフランシスコ姉妹会		
19		カリタスの園		
20		救世軍社会事業団		
21		クリスト・ロア会		
22	栄光会			
23	神奈川県	聖心の布教姉妹会	障害保健福祉部	
24	新潟県	勇樹会	老健局	
25	長野県	親愛の里	社会・援護局	
26		菫垣会		
27	静岡県	聖隷福祉事業団	老健局	
28	愛知県	杉の子	雇用均等・児童家庭局	
29		富士厚生会		
30		サン・ビジョン		
31	三重県	さつき福祉会	老健局	近畿厚生局
32	京都府	カトリック京都司教区カリタス会	雇用均等・児童家庭局	
33		大五京		
34	大阪府	枚方療育園	障害保健福祉部	
35		大典福祉会	雇用均等・児童家庭局	
36		都島友の会		
37		白鳩会	障害保健福祉部	
38		光聖会		
39		椋の木福祉会	老健局	
40		暁光会	雇用均等・児童家庭局	
41	兵庫県 長和福祉会			
42	イエス団			
43	聖嬰会	老健局		
44	鳥取県 敬仁会			
45	シオウトク福祉会			
46	こうほうえん			
47	岡山県	新生寿会	雇用均等・児童家庭局	
48		鶯園		
49	広島県	むつみ会	老健局	
50		三篠会		
51		福祉の森		
52		光の園		
53		平成記念会		
54	徳島県	緑風会	老健局	
55		白鳳会		
56	香川県	鶴足津福祉会	障害保健福祉部	
57	高知県	光の村	老健局	
58		藤寿会		
59	福岡県	怡土福祉会	老健局	九州厚生局
60	佐賀県	寿楽園	老健局	
61	長崎県	純心聖母会	雇用均等・児童家庭局	
62		赤い鳥保育会		
63	熊本県	キリスト教児童福祉会	障害保健福祉部	
64	大分県	太陽の家	老健局	
65		清恵会		
66	宮崎県	顕真会	雇用均等・児童家庭局	

社会福祉法施行規則の一部改正に伴う社会福祉法人の  
定款変更申請等に係る事務処理等の留意点

1 社会福祉法施行規則の一部改正に伴う都道府県等の事務処理の留意点

厚生労働大臣を所轄庁とする法人又は新たに厚生労働大臣を所轄庁とする法人の定款変更申請等については、主たる事務所のある都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県知事は必要な調査を行ったうえで意見を附さなければならぬとされている。(社会福祉法第31条第4項)

今般の改正に伴い、都道府県等においては、改正社会福祉法施行規則の施行日の前後で、定款変更申請等の進達先が異なることになるが、その取扱いについては以下のとおりである。

(1) 都道府県の進達先

ア 平成20年3月31日(省令改正前)まで → 「厚生労働大臣」  
に進達する場合

イ 平成20年4月1日(省令改正後)以降に → 「地方厚生局長」  
進達する場合

ウ 平成20年3月31日までに申請の提出を → 「地方厚生局長」  
受付け、4月1日以降に進達を行う場合

(2) 都道府県における定款変更申請先等の修正

上記ウの場合、社会福祉法人から提出された定款変更申請等の申請先の名称及び変更後の定款の所轄庁の名称等が「厚生労働大臣」とされているので、これを都道府県において「職権」により「地方厚生局長」に修正を行う。

(3) 平成20年度当初に地方厚生局の管轄区域を超えて新規事業を開始する法人の進達について

平成20年度当初(4月～5月)に新規に事業の開始を予定している法人からの申請があった場合には、できるかぎり早期(1月から2月)、遅くとも3月中に厚生労働省までに進達されるようご協力をお願いしたい。

(4) その他

今回の社会福祉法施行規則改正については、社会福祉法人の参加する会議等で、都道府県・指定都市・中核市所管法人に対しても周知願いたい。

【改正に伴う事務処理の留意点】

	法人の申請先	都道府県の進達先	審査	認可
～H20年3月31日	大臣あて	大臣あて	本省	大臣名
A H20.3.31までに厚生労働本省で受付けた申請であって、本省での審査中に4/1が過ぎた場合	大臣あて	大臣あて	本省 (経過措置を設ける)	大臣名
B H20.3.31までに都道府県等で受付けた申請であって都道府県等での審査中に4/1が過ぎた場合	大臣あて	地方厚生局長あて ※「大臣あて」を「地方厚生局長あて」に修正する(都道府県の職権)	厚生局	厚生局長名
H20年4月1日～	厚生局長あて	厚生局長あて	厚生局	厚生局長名

【参考】

1 社会福祉法施行規則の一部改正に伴う厚生労働本省の今後の対応予定

(1) 厚生労働本省に進達された定款変更認申請に対する事務処理

ア 平成20年3月31日までに厚生労働本省に進達があり、平成20年3月31日までに認可を行う場合

- 厚生労働本省において認可事務を行う。  
→ 「厚生労働大臣名」による認可

イ 平成20年3月31日までに本省に進達があったが、認可事務処理のため4月1日以降の認可となる場合

- 経過措置を設け、引き続き厚生労働本省において認可事務を行う。  
→ 「厚生労働大臣名」による認可

(2) 厚生労働本省から地方厚生局に移管となる社会福祉法人への周知

厚生労働本省から地方厚生局へ移管する法人に対し、省令改正に伴う所轄庁変更のお知らせ、また、当面定款変更が予定されていない場合も、1年以内を目途に所轄庁を該当する地方厚生局長へ変更するよう周知する。

2 地方厚生局の対応予定

都道府県から、平成20年度当初(4~5月)に新規に事業の開始を予定している法人の定款変更申請等の進達があった場合は、事業認可を担当する自治体と連携し、事業開始に支障が生じないように調整を行う。

## 主な苦情等相談事例について

## ケース1：「役員報酬について」

- 法人の経理規程を定め、それに沿って役員報酬を支払っているが、役員報酬の設定額について、県が独自に作成した役員報酬通知の水準以下に改善を求められた。
- タイムカードによる管理等、職員に準じた事務所における労働実績が証明されなければ月給支給は相応しくないとして、改善を求められた。

## (回答)

- 1 役員報酬については、定款準則第8条において「勤務実態に即して支給すべきもの」としており、役員報酬の額については、社会福祉法人の運営や事業経営が法人の自主性に委ねられていることから、行政庁が一律にその金額や基準を設定すべき性格のものではないと考えている。  
このため、役員報酬にかかる基準を設定にあたっては、法人毎の事業規模や経営状況を踏まえて、法人自らが設定することが原則であり、各法人が経営状況を踏まえ、適切な額を理事会で設定すること、報酬の額を含め役員報酬規程など明確なルールを作成しておくことが重要かつ不可欠である。
- 2 所轄庁が行う法人監査において、役員報酬が高額な場合については、①当該社会福祉法人の規模、②収支状況、③役員の経歴、④地域の同種の事業を行う社会福祉法人の役員報酬額の状況、⑤役員の業務量等を総合的に検討した結果、その額が著しく多額であると判断される時は、役員報酬の額を設定した当該法人の理事会において十分に審議がなされたものであるか、また、定款に定める適正な手続きによって議決されたものであるかを確認した上で、これらに問題があると判断された場合には、法人の理事会に対して指摘すべきものとする。
- 3 また、所轄庁が理事会の出欠をもって理事の役員報酬の減額を指導することは適正ではないと考えるが、その場合、社会福祉法人の理事会は、法人の意思決定機関であることから、できるかぎり理事会へ出席を促し、また、欠席が長期にわたるようであれば、理事の交代等についても検討が必要である。

ケース 2 : 「借入金の償還財源の贈与契約変更について」

- 過去に法人の理事長等との間に施設整備に係る借入金の償還財源の贈与契約を結んでいたが、結果的に贈与がなくても法人の運営上何ら支障をきたすことがないことから、贈与契約解除を理事会にて決議した。
- しかしながら、行政指導により理事会決議が無効として、贈与の履行を要求された。

(回答)

- 1 一般的な考え方としては、施設整備の後において、当初予定されていた法人の理事等からの寄付金による償還の履行が無くなれば法人がこれを負担することになり、法人運営に何らかの支障が生じることになることから望ましくはない。
- 2 しかしながら、法的な面から解釈すれば、法人の借入金の償還が別途確実に賄えるという状況が保障されるのであれば、当該贈与契約を解除することは明確には禁止されていない。
- 3 したがって、贈与契約を解除し法人がこの分を履行するとした場合に、法人の運営に大きな支障がないとして、法人が理事会の議決等適正な手続きを経て、贈与契約の解除が成立している場合に、これを無効であるとして履行請求を指導するのは困難である。

## 平成19年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告(案)

(一般監査用)

(自治体名: )

所轄法人数 A(前年度末現在)	法人
指導監査実施法人数 B	法人
文書指摘を行った法人数 C	法人
文書指摘事項	指摘法人数 D
<b>I 組織運営</b>	
<b>1 定款変更等の状況</b> (1)定款の不備又は実態と乖離 (2)定款変更の申請又は届出の遅延 (3)その他( )	
<b>2 役員の構成等の状況</b> (1)役員(理事・監事)構成の状況 ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延 イ 役員の構成が不適切 ウ 役員の選任及び手続が不適切 エ 代表権を有する者の未登記 オ 理事長の職務代理者が未指名 カ 役員報酬等の不適正な支給 キ その他( ) (2)評議員の構成等の状況 ア 評議員の欠員補充の遅延 イ 評議員の構成が不適切 ウ 評議員の選任及び手続が不適切 エ 評議員報酬等の不適正な支給 オ その他( )	
<b>3 理事会の状況</b> (1)理事会の開催要件の不備 (2)理事会の開催が低調又は形骸化 (3)理事会の要議決事項にかかる審議が未実施 (4)理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続 (5)理事会の議事録の記録及び保存が不適切 (6)日常軽易な業務の理事長専決事項の不備 (7)その他( )	
<b>4 評議員会の状況</b> (1)評議員会の未設置 (2)評議員会の開催要件の不備 (3)評議員会の開催が低調又は形骸化 (4)評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施 (5)評議員会で特定の評議員が欠席 (6)評議員会の議事録の記録及び保存が不適切 (7)その他( )	
<b>5 監事監査の状況</b> (1)監事監査が形式的又は遅延 (2)監査報告書の作成及び保存が不適切 (3)その他( )	
<b>II 事業</b>	
<b>1 社会福祉事業の実施状況</b> (1)定款上の事業と実際に行われている事業が不一致 (2)社会福祉事業が主たる地位を占めていない (3)社会福祉事業収入の運用方法が不適切 (4)その他( )	

<b>2 公益事業の実施状況</b> (1)公益事業の内容が不適切 (2)公益事業に係る会計処理が不適切 (3)その他( )	
<b>3 収益事業の実施状況</b> (1)収益事業の内容が不適切 (2)収益事業に係る会計処理が不適切 (3)その他( )	
<b>Ⅲ 管理</b> <b>1 人事管理の状況</b> (1)施設長任免が不適切 (2)その他( )	
<b>2 資産管理の状況</b> (1)基本財産の管理が不十分 (2)運用財産等の管理が不十分 (3)株式等による運用財産の管理運用が不適切 (4)借地等に係る利用権の未設定又は未登記 (5)総資産額等が未登記又は登記遅延 (6)その他( )	
<b>3 会計管理の状況</b> (1)経理規程の未整備又は実態との遊離 (2)会計責任者と出納職員未配置又は兼務 (3)経理事務処理が不十分 (4)資金計画、借入金の償還が不適切 (5)決算関係書類が不適切 (6)諸帳簿の整備が不十分 (7)寄付金の取扱いが不適切 (8)入所者預かり金の取扱いが不適切 (9)その他( )	
<b>4 その他</b> (1)法人の業務、財務等の情報開示が不十分 (2)苦情解決の仕組みの未整備又は不十分 (3)防災対策の取組みが不十分 (4)その他( )	

(注1)上記「指導監査実施法人数B」欄について

同一法人に対し、2回以上監査を行った場合についても、「1法人」とする。

(注2)上記「指導監査実施法人数D」欄について

事項(I、II、III及び1、2、2(1)、2(2)、3…)についても記入することとし、同一法人に対し、複数の事項(I(1)(2)(3)、2(1)ア～キ)につき指摘を行った場合についても、「1法人」とする。

(措置命令等の状況)

所轄法人数 A(前年度末現在)	法人
特別監査実施法人数 B	法人
指導状況	指摘法人数 C
<b>1 社会福祉法第56条関係</b> (1)措置命令(第56条第2項) (2)業務停止命令(第56条第3項) (3)役員解職勧告(第56条第3項) (4)解散命令(第56条第4項) <b>2 社会福祉法第57条関係</b> (5)公益事業又は収益事業の停止命令(第57条)	

(注)

(注1)「措置命令(1)」欄には、社会福祉法第56条第2項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じた件数を計上する。

(注2)「業務停止命令(2)」欄には、社会福祉法第56条第3項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止を命じた件数を計上する。

(注3)「役員解職命令(3)」欄には、社会福祉法第56条第3項に基づき、役員の解職を勧告した件数を計上する。

(注4)「解散命令(4)」欄には、社会福祉法第56条第4項に基づき、解散を命じた件数を計上する。

(注5)「公益事業又は収益事業の停止命令(5)」欄には、社会福祉法第57条に基づき、公益事業又は収益事業の停止を命じた件数を計上する。